



HPはこちら

団体交渉で「就業規則等の改正」提案を受ける

東日本ユニオンは12月18日、経営側より「就業規則等の改正について」の提案を団体交渉で受けました。

1 テレワークの導入

勤務箇所にとらわれない柔軟な勤務制度として、テレワークを導入する。

(1) テレワークの定義

労働時間の全部または一部について、社員の申請に基づき会社が承認した場合、勤務箇所以外にて勤務することができることとする。

なお、使用単位は日及び時間とし、使用回数に制限は設けないこととする。

(2) 適用対象者

会社が認めた者を適用対象者とする。



(3) 事前申請

社員がテレワークを行う場合は、事前に申請し会社の承認を得なければならない。

(4) 労働時間の取扱方

社員がテレワークにより勤務する場合の労働時間は、勤務した時間数とする。

(5) その他

テレワークを行う場合に要する費用は、原則として自己負担とし、旅費は支給しない。

2 フレックスタイム制の改正

新たにコアタイムを設けないフレックスタイム制を導入する。

(1) コアタイム及びフレキシブルタイム

コアタイムは設けず、フレキシブルタイムは7時から22時までとする。



(2) 休憩時間

コアタイムを設けないフレックスタイム制により勤務する場合は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に付与する。

3 改正労働基準法への対応（年次有給休暇の時期指定義務）

会社は、年休の付与日数10日以上社員等（社員、グリーンスタッフ、エルダー社員、テンポラリースタッフ）に、付与日数から1年間に5日間の年休を取得していない場合、社員等の意見を尊重するように努め、たうえで年休を時期指定し、取得させるものとする。

4 特別休日の指定日の変更（第1種特別休日制における特別休日）

平成31年度以降、特別休日の指定について「12月23日」を「2月23日」に改める。

5 実施期日

第1項は平成31年3月16日に実施し、第2項及び第3項は平成31年4月1日に実施する。